日南町農業委員会だより



13

令和6年6月発行

◆ 発行:日南町農業委員会

◆ 編集:広報委員会

農地パトロールを実施します

農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的として、今年も農地パトロールを実施します。

農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂り害虫等の温床となるだけでなく、不法投棄等を招きやすくなり、周辺住民に迷惑をかける可能性があります。除草や病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

8月中旬から8月下旬にかけて町内全域を対象に実施する予定です。詳しい日程が決まり次第、 ちゃんねる日南や町ホームページなどでお知らせします。

農地へ立ち入ったり、お話を伺ったりする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

「遊休農地」とは…

- 1年以上耕作されておらず、今後も耕作がされない と見込まれるような農地
- ・周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

農地パトロールのながれ

地区ごとに農業委員、推進委員が耕作の状況を見回りながら遊休農地になっていないか確認します。

併せて、山林・原野化している 十地も調査します。 「遊休農地」と判断された場合、農地の所有者などに今後 の利用意向調査を行います。

利用意向調査から6ヶ月後に意向表明どおり利用されていない場合は、農地中間管理機構と協議するよう勧告する場合があります。

勧告が行われた場合はその農地の固定資産税額が約1.8 倍になる場合があります。

農地の貸付や譲渡を希望される場合は地元の農業委員または農業委員会事務局まで ご相談ください。

独立行政法人農業者年金基金からお手紙が届いていませんか? 現況届提出のお願い

毎年、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて確認しているものです。 必要事項を記入、署名のうえ、7月中に農業委員会に提出してください。

※提出がなかった場合、年金の支払いが差し止められる場合がありますので、ご注意ください。

※受給者の方がお亡くなりになられている場合は

現況届の提出は不要です。

死亡届等の手続きをお近くのJAで行ってください。

農業者年金



食料・農業・農村基本法が改正されました

国際的な食料の不安定化、国内の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な社会情勢の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法が見直されました。

「食料・農業・農村基本法」は25年ぶりに改正され、「食料安全保障の確保」を新に加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むことが盛り込まれています。



見直しの方向性

① 皆さんに食料を届ける力の強化

不測時だけでなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から食料安全保障**に向けて取り組みます。

国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した 食料供給**を図ります。

食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう**食料を届ける力**を整えます。

輸出を応援し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。

農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、食料システム全体の中で**合理的な価格 形成**を行うための仕組みについて検討します。

- ② 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業、食品産業への転換 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、有機農業などを全国に広めます。 生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス 削減などを目指します。
- ③ 新たな技術も活用した生産性の高い農業経営 生産性の高い農業ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。 スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入などにより、更なる生産性の向上 を目指します。
- ④ 農村、農業に関わる人を増やし、農村、農業インフラを維持 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。 農業インフラについて、ICT導入やDXの取組等による作業の効率化を進めます。 用排水路などを管理しやすいものに整備し、保全管理しやすくするよう取り組みます。 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、農業インフラを地域全体で 維持管理していく取り組みを進めます。

相続登記相談会を開催しました

令和6年4月に相続登記の義務化が施行されたことをうけ、4月15日(月)から4月19日(金)にかけて鳥取県司法書士会の協力で、各地域振興センターと役場を会場に相続登記セミナー及び個別相談会を開催しました。

不動産の所有者が不明になるとスムーズに土地の利活用ができなくなります。さらに放置されることにより不法投棄、建物の倒壊の危険が生じることもあります。

正当な理由なく期間内に登記が行われなかった場合には10万円以下の過料が科されます。施行日以前に相続が開始していた場合にも適用されます。





相続等によって農地を取得したときは届出が必要です

相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です。

届出をしなかったときや、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります。

○届出が必要な人 相続(遺産分割、包括遺贈を含む)

法人の合併、分割・時効取得など

○届出の期間 権利を取得したことを知った日から10ヶ月以内

まずは農業委員会へご相談ください。

- ※この届出は、所有権移転登記に代わるものではありません。別途登記が必要です。
- ※この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。権利取得の効力を発生させるものではありません。

熱中症対策をしよう!

農作業中に熱中症となる方が急増しています。 気温の高い日が続く暑い時期に備え、一人ひとりが熱中症 予防対策をとっていただくことが重要です。

- 1. 日中の気温の高い時間帯を外して作業をしましょう。
- 2. なるべく2人以上で作業し、体調の異常がないか声をかけあいましょう。
- 3. のどがかわいていなくても20分おきに水分補給をしましょう。



令和5年度中の農地の権利移動等の状況について

令和5年4月から令和6年3月までの農地の権利移動等の状況について、次のように取りまとめましたので、公表します。なお、面積は小数点以下四捨五入しています。

(面積の単位㎡)

	件数	田の面積	畑の面積	その他面積	合計面積
非農地証明 (農地法第2条第1項)	21	7, 959	15, 671	302	23, 932
農地法第3条(所有権移転)	11	24, 909	1, 583	2, 513	29, 005
農地法第3条(相続)	8	52, 314	12, 758	7, 237	72, 309
農地法第3条(賃借権)	0	0	0	0	0
農地転用 (農地法第4条・第5条)	2	476	370	0	846
合意解約 (農地法第18条第6項)	56	227, 159	263	9, 470	236, 892
農業経営基盤強化促進法による 利用権設定	7	33, 672	0	1, 963	738, 039
農地中間管理事業の推進に関す る法律による利用権設定	210	1, 162, 520	10, 372	82, 847	1, 255, 741

全国農業新聞を講読してみませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、皆様の経営発展に役立つ新聞として編集しています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞のご購読をご検討ください。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

毎週金曜日発行

B3版8頁建

購読料:新聞本紙

月700円(送料・税込)※電子新聞も閲覧可能

電子新聞 月500円(税込)※電子新聞のみの閲覧

購読の申込み・相談先

日南町農業委員会事務局

※電子新聞の申込みは、全国農業新聞ポータルサイト「あぐりオンライン」で受付ています。

[編集後記]

春の農繁期が終わり、今は畦畔の草刈りなどの作業が忙しくなっています。近年の生産資材価格の高騰だけでなく、高齢化や後継者不足等の不安を抱えながら経営する人も多いと思います。

今年は自然災害もなく、天候にも恵まれ豊作になることを祈ります。

皆様のご意見・ご感想をお気軽にお寄せいただきますようお願いいたします。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林 操・天崎直幸・木山篤志

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL: 0859-82-1902 FAX: 0859-82-1478